

附属機関の名称

燕市要保護児童対策地域協議会

設置の目的

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくため設置した燕市要保護児童対策地域協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

所掌事務

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- (3) 児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な活動

委員構成

協議会は、次に掲げる関係機関等の代表者及び担当者をもって構成する。

- (1) 燕市こども政策部
- (2) 燕市健康福祉部
- (3) 燕市教育委員会
- (4) 燕市医師会
- (5) 燕歯科医師会
- (6) 燕市民生委員児童委員協議会
- (7) 燕市人権擁護委員
- (8) 新潟県中央児童相談所
- (9) 新潟県三条地域振興局
- (10) 燕警察署

任期

再任は妨げない。